

# 会 務 月 報

## 第341号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第4回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成23年5月10日(火) 14:00～ 16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 富岡 学、副委員長 佐野吉彦

委 員 松橋孝則、横須賀満夫、伊藤典男、高橋 宏、  
丸川眞太郎、池田賢一

担当副会長 野呂敏秋

事務局 高津充良、北野芳男、恩田利昭、戸谷泰子、  
野出友樹、三浦知子

### 議 事

#### 1. 平成23年度建築士事務所キャンペーン実施要項(案)について

事務局より、資料1により平成23年度建築士事務所キャンペーン実施要項(案)について説明し、協議の結果、一部文言を追加し実施要項(案)を決定した。

本年度建築士事務所キャンペーンは、法定団体としての建築士事務所協会の役割及び会員である建築士事務所の業務を広報するとともに、耐震診断及び必要に応じた耐震補強の重要性を周知することとし、「信頼のあかし 建築士事務所協会 ～わたしたちは安全・安心な住まい作りを応援します」を統一テーマとして10月、11月を中心に実施する。また、助成金は昨年同様上限60万円を送金する。

キャンペーンでの配布資料は、セミナーテキストに加え、「国民への周知パンフレット」「耐震診断とは?」「誰でもできるわが家の耐震診断」を必要に応じて送付する。

#### 2. 平成23年度要望項目(案)について

日事連と単位会は共同して地方自治体への要望を例年行って

おり、平成23年度の要望項目(案)について、資料2により協議した結果、(案)のとおり決定した。

要望項目(案)は以下のとおり。

- 1) 公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては新業務報酬基準によること
  - 2) 公共工事に関わる建築物の設計者選定にあたっては品確法の主旨に則り、価格以外の要素を考慮した選定を行うこと
  - 3) 建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件とすること
  - 4) 公共建築物の設計等業務の受注者選定に際しては、品質確保の観点から「建築CPD情報提供制度」の実績を活用すること
3. 平成22年度事業報告(案)について

事務局より、資料3により平成22年度事業報告(案)について説明し、異議なく承認された。広報・渉外に関する事業報告の主な項目は以下のとおり。

- 1) 建築士事務所キャンペーンは、「信頼のあかし 建築士事務所協会 ～わたしたちはあなたの夢を創造するパートナーです」を統一テーマに8月28日から平成23年3月26日の期間に全国121会場で開催し、セミナー参加者3,694名、建築無料相談会来会者1,346名であった。
- 2) 平成22年度要望書は要望項目を4項目として7月1日付で単位会へ送付し、各地域での要望運動の実施を依頼した。
- 3) 会誌編集専門委員会では、委員の再編成により委員会体制を強化し、誌面の刷新について検討を行い、平成23年4月号から基本姿勢、会誌の名称、表紙デザイン、発行人等の変更を行うこととした。
- 4) ホームページの全面リニューアルについては、平成23年4月1日公開を目的に作業が終了した。また、東日本大震災による災害対策活動を推進するために設置した「東日本対策本部」の活動状況を逐次報告するための専用ページを設けた。

### 報 告

#### 1. 会誌の誌面刷新等について

平成22年度事業報告(案)「会誌編集に関すること」で誌面刷新についての報告に基づき、会誌「日事連-建築士事務所の全国初

ワーク」として平成23年4月号及び5月号を発行した旨を事務局から報告した。

## 2. 日事連ホームページのリニューアルについて

平成22年度事業報告(案)「ホームページを活用した広報活動」で報告したとおり、平成23年3月31日にホームページの全面リニューアルが終了し、4月1日に予定どおり公開した旨を事務局から報告した。

## 3. UIA2011東京大会開催の決定について

事務局より、資料6によりUIA2011東京大会開催について、平成23年4月8日・9日に開かれたUIA/JOB調整会議において、東日本大震災の状況を踏まえ、東京大会のあり方について議論した結果、「災害を克服し、一丸となって、新しい未来へ!」を合言葉とし、決意も新たに予定どおり開催することが決定された旨を報告した。

また、UIA2011東京大会日本組織委員会から協力依頼のあった、グループ登録制度の案内を4月20日付で単位会宛に送付したこともあわせて報告した。

次回委員会 平成23年9月8日(木)14:00～16:00

鈴木眞生、水谷達郎、水庭武宣、宮原克平、村山高文、

割田正雄

監事 岡田利一、甲斐孝明、栗原憲昭

欠席者(表決委任者)理事: 浅野善治、河野久、富田 裕、馬場錬成、

吉田 敏

欠席者 理事: 大野和男、岡部明子、野呂幸一、森野美徳

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、

鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、吉田 茂調査役

## 5. 議 事

(1) 議長 三栖邦博会長

(2) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、上原伸一理事、佐野吉彦理事

(3) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成23年3月29日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、事務局から次の事項の説明がなされた。

①東日本大震災に関する災害対策本部設置の決定の件

資料1により次の趣旨の説明がなされた。

東日本大震災対策本部を3月12日に設置した。本会の災害対策活動を機動的かつ総合的に推進し、単位会の活動を支援することを目的とする。業務としては災害情報の収集、行政・関係機関との調整、単位会への調整・連携、災害対策活動の推進である。当面は、本部長に三栖会長があたり、副本部長は外木場副会長、山田副会長とし、高津専務理事、北野常務理事がこれに加わる組織とした。なお、4月12日に野呂敏秋副会長が副本部長に就任した。

②東日本大震災に係る義援金の決定の件

資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

i. 東日本大震災に対する義援金として、北海道・東北ブロック協議会に500万円、関東甲信越ブロック協議会に100万円の計600万円を寄付することとした。なお、従来は単位会を通じて県へ寄付することとしていたが、今回は用途を限定しないこととした。

## ■平成23年6月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成23年6月2日(木)13:30～16:30

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数 理事会構成者数 34名

出席者数 30名

(内、表決委任状提出者5名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、  
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、中野 満、  
西村 武

理 事 秋野卓生、上原伸一、荻原幸雄、佐野吉彦、

ii. 支出科目は、一般会計「予備費支出」から、平成22年度予備費支出432万円(予算432万円)、平成23年度予備費支出168万円(予算200万円)とし、平成23年4月1日に執行した。

③第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の中止の決定の件  
資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

平成23年10月21日に開催予定の第36回建築士事務所全国大会(福島大会)については、震災の状況を踏まえ、開催の可能性について検討を行ってきたが、平成23年3月26日付けで主管会である福島会より、「会場に予定していた県文化センターが地震被害で現在使用停止の状況にあること、地震、津波並びに原発事故災害で浜通り地方の相双支部、いわき支部の会員が避難の状況にあること、さらに宮城県を始め北海道・東北ブロック協議会の単体会も大きな被害を受けている状況にあり、現在の状況では全国大会開催は困難である」との報告を受けた。福島会のこれまでの全国大会開催準備状況等を考えると、大変残念ではあるが、今回の震災による被害状況の事態を重く受け止め、開催の中止を決定した。

議長より、以上の①から③の常任理事会で決定した同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料1、資料2、資料3のとおりこれを承認した。

2)平成23年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項の承認の件

富岡広報・渉外委員長より、平成23年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

平成23年度で13回目を迎える事業である。基本的な部分は昨年と同様に開催する内容となっているが、東日本大震災の被害状況から今年度は、耐震診断の重要性及び必要に応じた的確な耐震補強についての周知など、幅広い情報の提供を目的に本年10月、11月の開催を中心にする。キャンペーン事業の統一テーマを「信頼のあかし 建築士事務所協会～わたしたちは安全・安心な住まいづくりを応援します～」として実施する。開催経費については昨年度と同様に各単体会へ上限として60万円を助成する。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料4のとおりこれを承認した。

3)平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等の承認の件

事務局より、平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等について資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

今年度の日事連建築賞及び年次功労者の各表彰については、第36回建築士事務所全国大会(福島大会)で行うこととしていたが、全国大会の中止が決定したため日程変更等を行いたい。

①表彰式の日程等について

実施日は、平成23年12月5日(月)14:15～17:00に開催予定の第114回建築士事務所協会全国会長会議(会場:八重洲富士屋ホテル)で表彰式を行うこととした。

②日事連建築賞のバネ展示等は、八重洲富士屋ホテル2階・桜の間入口付近に展示予定である。

③日事連建築賞募集要項の修正については、表彰日程変更に伴い、日事連建築賞募集要項の修正を行う。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料5のとおりこれを承認した。

4)表彰規程改正の承認の件

表彰規程第9条を第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の中止に伴い、次のとおり改正し、理事会承認の日から実施したい旨の説明が資料6によって事務局からなされた。

改正案(アンダーライン部分が改正箇所)

第9条 表彰は、年次功労者表彰及び特別功労者表彰については、本会が主催する行事等において毎年1回行い、創立記念表彰については、周年記念式典において行うものとする。

現行

第9条 表彰は、年次功労者表彰及び特別功労者表彰については、毎年1回全国大会において行い、創立記念表彰については、周年記念式典において行うものとする。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料6のとおりこれを承認した。

5)管理講習・開設者研修(仮称)テキストの構成案及び知事指定の要望等の承認の件

上野教育・情報委員長より、管理講習・開設者研修(仮称)テキストの構成案及び知事指定の要望等について資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

今年の11月27日には、「管理建築士講習」(法定講習)の経過措置期間が終了し、同講習の受講者は激減することが予想される。これに伴い、平成24年度より、従来、全国の単位会で実施してきた「(仮称)管理講習・開設者研修」(知事指定講習)を再開していくことに併せ、受講者の確保を図るため、平成23年度中に、各単位会において、地元の都道府県に対し知事指定の継続要望を行っていくことが必要になる。この要望活動に際し、これまで、管理講習会教材開発検討ワーキンググループにおいて作成した新教材(テキスト)の構成案等の資料を単位会に提供し、全国的に知事指定の継続要望を行い、円滑な講習の実施と受講者の確保を図ることとしたい。テキストについては、年内に完成することを目指して進めている。また、研修の名称については開設者研修という名称を強調した方がよいとの意見もあるので、今後、教育・情報委員会等で検討する。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料7のとおりこれを承認した。

#### 6)「実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用」講習会の実施の承認の件

田端業務・技術委員長より、「実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用」講習会について資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

平成21年1月7日、新しい業務報酬基準が国土交通省告示第15号として公布・施行され、この告示第15号の周知・普及のため全国において、一般社団法人 新・建築士制度普及協会による講習会が開催され、地方公共団体や建築士事務所に対する活用促進が図られた。当初の告示の解説書(新しい業務報酬基準)で具体的な活用方法が示されていない項目があるため、(財)建築技術教育普及センターに実務者を中心とした「業務報酬基準の適正活用検討研究会」を設置し、検討がなされた。その成果物として告示の活用の考え方を具体的に示した「実務者のための新しい業務報酬基準の手引き」が、一般社団法人 新・建築士制度普及協会

から平成23年6月下旬頃に発行されることになった。これを周知・普及するため、この手引きをテキストにした講習会を業務・技術委員会で企画した。講義方法は、DVD(一般社団法人 新・建築士制度普及協会で作成)による映像講習を原則とする。標準的な受講料(テキスト代を含む)は単位会会員 5,000～6,000円、一般 9,000～10,000円とした。受講料は、各単位会が講習会を運営するうえで、収支を勘案して増減できることとし、講習会運営にかかる会場費、印刷費及び人件費等は、単位会が受講料収入から支出することとした。講習の実施は7月以降で開催を希望する単位会で行う。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料8のとおりこれを承認した。

#### 7)平成23年度の要望項目の承認の件

富岡広報・渉外委員長より、平成23年度の要望項目について資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

要望項目の要点は次の4項目を重点的に行うこととした。なお、要望書は6月下旬に単位会に送付予定である。

①公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、建築士法の規定に基づく、業務報酬基準の大臣告示が見直されたことに伴い、新しい基準によって行われるよう要望します。

②公共建築物の設計者の選定にあたっては、品確法等の主旨に則り、建築物の規模や特性等に応じ技術的能力、提案内容、実績などを参考に、入札方式によらず、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式など、価格以外の要素を考慮した選定がなされるよう要望します。

③建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所建賠償責任保険への加入を条件とするよう要望します。

④公共建築物の設計等業務の受注者選定に際しては、プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、品質確保の観点から、「建築CPD情報提供制度」(事務局: (財)建築技術教育普及センター)の実績を活用するよう要望します。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、資料9の脱字部分を一部修正しこれを承認した。

## 8) 東日本大震災建築復興支援センターの設置の承認の件

三栖会長及び専務理事より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

4月11日から12日にかけて東日本大震災対策本部役員が岩手会、宮城会、福島会を訪問した。4月18日には、茨城会を訪問して、それぞれ見舞いと激励を行い、被災状況、単位会の取組状況、課題と要望等について意見交換を行った。4月25日に第2回東日本大震災対策本部会議を開催し、当面の対応方針(その2)、復興支援策及び会費の減免措置等について協議した。さらに、5月13日に岩手会、宮城会、福島会との「建築復興支援センター」設置に関する打合せに、三栖本部長、野呂副本部長等が出席し、協議を行った。

これらの協議を経て、阪神大震災の支援事例を参考に以下の提案をするものである。今回の東日本大震災は、津波を伴った最大級の巨大地震であり、甚大な被害が生じた。特に大規模な被災をした県の単位会にとっては、単位会だけでは存分な復旧、復興活動を進めていくには困難なため、日事連としても全面的に支援していく必要がある。一方、単位会及びその構成員である建築士事務所が復旧、復興に向けて積極的に活動していくことは、その社会的役割を国民、消費者に理解してもらう機会でもある。日事連としても、これらの単位会の復旧、復興活動を支援し、単位会と連携して、強力で復旧、復興に取り組んでいくことが重要であり、その意義は大きい。このため、大規模に被災した単位会で期待される復興業務等を円滑に進めるため、日事連が全面的にバックアップを行うことを表わした「建築復興支援センター」を関係単位会に設置し、以下の支援策を進めることとした。

### ①支援内容

- i. 建築相談の実施及び相談員の派遣。
- ii. 復旧・復興業務(被災度区分判定を含む)の支援、斡旋。
- iii. 防災やまちづくりに関する広報やイベント。
- iv. 行政との連絡・調整。
- v. 調査・研究。
- vi. 被災会員対応。

### ②支援の体制

- i. 特に大規模な被災をした県の単位会に日事連の支援事務所を設置する。

- ii. 支援事務所の業務の確実かつ円滑な実施を図るため、担当の職員を置く。

- iii. 被災県の単位会の属するブロック及びそれ以外の各ブロックに支援の応援を依頼する。

- iv. 県等行政機関との連携に十分に配慮して支援を行う。

### ③支援事務所の業務内容

業務については以下を標準とするが、単位会の主体性を尊重し、単位会の実情に則して適切に調整されるものとする。

- i. 被災者の建築相談に対する支援(単位会の主催する建築相談の実施及び相談員の確保。行政等の主催する建築相談等への相談員の派遣等の協力。その他建築相談への対応。)
- ii. 復旧・復興に向けた建築士事務所の技術力向上に対する支援(「被災度区分判定及び復旧技術」の講習会の実施。建築士事務所、属する建築士等への復旧技術等に関する研修、講習等の企画、実施。)
- iii. 復興まちづくりや各種防災イベントに対する支援(復興街づくり及びそれらに関する研究等の企画、実施、参画。防災イベントの企画、実施、参画。)
- iv. 建築行政の協力、連携(建築行政情報の周知徹底。建築確認検査等の効率的実施や違反建築防止対策等の建築行政との協力、連携。)
- v. 広報(被災度区分判定及びそれに基づく復旧業務の重要性の周知及び受講者リストの公開。建築相談等のPR。)
- vi. その他(被災し、業務が実施できない会員事務所への再建支援策の検討。復旧・復興等業務の記録の作成など。)

### ④支援の対象となる単位会

復興について全国的な規模で支援が必要と思われる、被害が甚大な地域を抱える単位会。具体的には、岩手、宮城、福島3単位会。

### ⑤支援期間

当面は平成25年度までの3か年度(ただし、平成23年度については、更正予算議決後、単位会での支援事務所設置以後とする)

### ⑥支援事務所の位置付け

- i. 日事連が設置し、その管理・運営は対象となる単位会に委託

る。

- ii. 支援事務所にかかる費用及び業務にかかる費用(人件費を含む)は一単位会あたり年間1,000万円を限度に日事連が負担する。なお、事業計画書及び収支予算書を日事連あて提出後単位会あて1,000万円を送金するが、収支決算報告書により1,000万円に満たなかった場合は、日事連に差額を返金することとする。経費については、他に補助金、委託費等の対象となる費目については補助金、委託費等と重複し二重な支払いとならないよう区別して経理するものとする。
- iii. 支援事務所は建築復興支援センターと称し、「〇〇県建築士事務所協会・日事連 建築復興支援センター」とし、単位会事務局の入口に看板を設置するとともに、業務の実施に当たっては、できる限り、上記名称の使用に努める。
- iv. 支援事務所の業務の透明性、公正を確保するため、単位会は日事連震災対策本部に対し、年度ごとに事業計画、事業報告、予算決算の報告を行う。なお、実施に当たっては、ニーズに応じた弾力的、機動的執行に努める。
- v. 支援事務所の業務は単位会に委託することから、担当職員の指揮監督は単位会会長を通して行うこととする。

⑦支援事務所の設置開始時期は、平成23年6月以降(更正予算を議決する総会後できるだけ速やかに設置)。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料10のとおりこれを承認した。

なお、これに関連して佐野理事から東日本大震災対策本部の設置(資料1)の業務のなかに東日本大震災建築復興支援センターの実施にあたっての事業計画、事業報告の承認を含むと考えて良いかとの質問があり、専務理事より本部は活動のなかに単位会との連携や災害対策の推進の項目があり、これらのこともその中で含まれると考えている旨の回答がなされた。また、宮原理事から茨城会での建築復興支援センターの設置については考えていないかとの質問があり、三栖会長から、今回は特に被害が甚大で、大規模な被災をした県の単位会を対象とした。なお、茨城会、千葉会、栃木会の会長には今回の建築復興支援センターの設置の趣旨を事前に相談し、それぞれの会長から賛同を得ている旨の回

答がなされた。

9) 第56回通常総会議案の承認の件

①平成22年度事業報告承認の件(第1号議案)

各常置委員会委員長及び専務理事から資料11-1(議案書)及び資料11-2(説明書)のうち、第1号議案に該当する平成22年度事業報告案について、会議報告、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、東日本大震災への対応、建築設計制度等対応、景観まちづくり、各種保険制度、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

②平成22年度収支決算承認の件(第2号議案)

常務理事より、資料11-1(議案書)及び資料11-2(説明書)のうち第2号議案に該当する平成22年度収支決算案について次の趣旨の説明がなされた。

- ・平成22年度収支決算案の一般会計の事業活動収入は、予算額より約49万円の減収となり、約2億9,070万円となった。事業活動支出は予算額より約1,093万円の支出減となり、約3億1,962万円となった。予備費支出は東日本大震災義援金として432万円支出し、当期収支差額は約3,324万円の支出超となった。前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約2,548万円となった。
- ・福利厚生特別会計の事業活動収入は、予算額より約24万円の減収となり、約1,165万円となった。事業活動支出は予算額より約103万円の支出減となり、約1,217万円となった。当期収支差額は約52万円の支出超となった。前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約201万円となった。
- ・適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は、予算額より約58万円の増収となり、約1億769万円となった。事業活動支出は予算額より約348万円の支出減となり、約7,216万円となった。当期収支差額では約3,552万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約4,124万円となった。
- ・3会計合計では、事業活動収入計は約4億1,000万円、事業活動支出計は約4億397万円となり、予備費支出432万円支出し、当期収支差額は約176万円となった。前期繰越収支差額を加えて次期

繰越収支差額は約6,875万円となった。

### ③監査報告

岡田監事より、i) 会計監査人 公認会計士横山和司氏の方法及び結果は、相当である、ii) 事業報告書の内容は、真実であると認める、iii) 理事の職務遂行に関し、不正の行為または法令等に違反する事実はない、旨の監査報告がなされた。

議長より、平成22年度事業報告と平成22年度収支決算について諮ったところ、異議なく、資料11-1(議案書)のとおりこれを承認し、第56回通常総会で第1号議案及び第2号議案として提案することを承認した。

### ④平成23年度収支更正予算承認の件(第3号議案)

常務理事より、資料11-1、資料11-2のうち第3号議案に該当する平成23年度収支更正予算について次の理由により、更正を行いたい旨の説明がなされた。

- i. 平成22年度収支決算において、一般会計及び特別会計の「前期繰越収支差額」が確定したことによる更正。
- ii. 東日本大震災で大規模な被災をした県の単位会で、相談業務等の復旧・復興活動等を日事連が支援するため、「建築復興支援センター」を当該単位会に設置して活動を行う。この事業を行うための科目の設定を行う。一般会計「建築復興支援センター事業支出」。
- iii. 東日本大震災対策等に関わる調査研究に伴う更正。一般会計「調査研究費」。
- iv. 一般会計の「予備費支出」予算200万円のうち、震災義援金として既に168万円執行したため、不測の事態に備え更正を行う。
- v. 上記 ii から iv の更正等に充てるため、一般会計「財政安定積立預金取崩収入」の更正を行う。
- vi. 以上の更正に伴い、調整が必要な科目についても所要の更正を行うこととしたい。

議長より、平成23年度収支更正予算について諮ったところ、異議なく、資料11-1(議案書)のとおりこれを承認し、第56回通常総会で第3号議案として提案することを承認した。

### ⑤会費規程改正の承認の件(第4号議案)

常務理事より、資料11-1、資料11-2のうち第4号議案に該当する2011-8 日事連会務月報

会費規程の改正について次の理由により、改正を行いたい旨の説明がなされた。

改正理由は、大規模な災害等に伴い、単位会の会員事務所が業務ができない等の理由により、単位会が会員事務所の会費を減額又は免除した場合、日事連においてもそれらの事情を考慮し、日事連会費のうち当該会員事務所に係る構成員割会費の減額ないし免除をすることができるようにしたい。

改正内容は、i. 災害等に伴い相当の理由があるときは、理事会の承認を得て、構成員割会費を減額ないし免除することができるよう、「第2条(会費)」の規定を改正する。ii. その他所要の規定を改正する。iii. 総会で承認された翌日から施行する。

議長より、会費規程改正について諮ったところ、異議なく、資料11-1(議案書)のとおりこれを承認し、第56回通常総会で第4号議案として提案することを承認した。

なお、これに関連して、佐野理事から通常の火災等により会員事務所が業務ができない場合も該当するかの質問があり、常務理事より、今回の改正の趣旨は大規模な災害等に伴う改正である。個別の事象については理事会で判断することになる旨の回答がなされた。

### 10) 第56回通常総会等の日程及び運営の承認の件

事務局より、第56回通常総会等の日程及び運営について資料12によって次の説明がなされた。

平成23年6月16日(木) 会場:ホルクワ東京

11:00~12:30 6月常任理事会

13:30~15:30 第113回建築士事務所協会全国会長会議

15:45~16:45 第56回通常総会(平成22年度決算総会)

17:00~18:45 懇親会

議長より、同議案について諮ったところ異議なく、資料12のとおりこれを承認した。

### 11) 平成23年度の理事会より常任理事会に委任する事項の承認の件

事務局より、平成23年度の理事会より常任理事会に委任する事項案について資料13によって説明がなされた。

議長より、同議案について諮ったところ異議なく、資料13のお

りこれを承認した。

#### (4) 報告事項

1) 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討状況について三栖会長及び専務理事より、資料14によって次の趣旨の報告がなされた。なお、この検討状況については6月の全国会長会議でも報告する。

設計及び工事監理の業の確立をめざし、日事連が提案する建築士事務所法の実現に向けて、対外的に働きかけるための考え方をとりまとめるため、建築設計制度等対応特別委員会のもとに、法律専門家が参画した新法制度ワーキンググループを設置し、提案の具体的内容の検討を行っている。これらの内容については建築関係団体とも意見交換を始めたところであり、今後も引き続き意見交換を進めていく。

これまでの検討内容の概要は、以下のとおりである。なお、今回提案している建築士事務所法の内容で問題点や気がついた点などがあれば提出願いたい旨の依頼がなされた。

##### ①新法制度のイメージ

- i. 建築士の免許制度及び設計等の業を行おうとするとときに建築士事務所を定めて登録する制度(建築士事務所登録制度)は、基本的に現行制度のままとする。
- ii. 資格者とは限らない事務所の開設者や建築主の責務、業の適正化等を規律するため、資格者法である建築士法から建築士事務所の章を独立させ、業の規定を充実した建築士事務所法を検討する。
- iii. 建築士事務所法では、現行の建築士法第六章の条項をベースに、現行法では課題となっている無登録業務禁止の拡充、事務所の開設者や管理建築士の責任と権限、建築主の責任、契約に関する諸制度の充実などを提案する方向で検討を行っている。

②法律制度の実現に向けては国会議員、国民、関係団体、行政の理解と協力が不可欠であり、その具体的規律事項について、社会的な必要性(苦情やトラブルなど事例やデータ等を含む)の整理が求められている。このため、会員事務所へのアンケート調査や単位会を通じたトラブル苦情事例等の収集を行った。現在集計分析を進め

ている。

##### ③今後の検討の進め方と予定

- i. 意見調整等を踏まえた更なる検討
- ii. 会員事務所向けアンケート調査及び苦情・トラブル・相談事例の集計及び分析を行い、現行建築士法の課題や改善の必要性を整理する。
- iii. 現行士法の課題解決に必要な具体的事項の検討整理
- iv. 法案要綱(案)及びQ&Aの作成
- v. 報告書 平成24年3月(理事会及び全国会長会議)予定

##### 2) 一般社団法人移行に伴う新定款検討の中間報告について

大内総務・財務委員長及び事務局より、一般社団法人移行に伴う新定款検討の中間報告について資料15によって次の趣旨の報告がなされた。なお、この中間報告は6月の全国会長会議に報告するとともに、新定款(案)の内容について意見があれば平成23年7月15日までに提出を求めることとしている。

新法人への円滑な移行のための作業を行うため、総務・財務委員会の下に新法人移行検討ワーキンググループを平成22年9月に設置して、「公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針等について」の検討を行い、移行方針を「当面は一般社団法人(非営利型)に移行することとし、移行時期は平成23年度中の申請及び認可を目指し、平成24年度当初において新法人としての登記を一応の目標とする」こととした。これらの移行方針は、総務・財務委員会、常任理事会で検討した後に、理事会へ提案し承認を経て、平成22年12月に開催した全国会長会議で報告した。移行方針の決定に伴い、新法人移行検討WGでは新しい定款案の検討を始めた。今回の新定款案の中間報告は検討を行っている段階のものであり、今後は内閣府公益認定等委員会事務局等との協議を経て新定款の詳細な内容を確定していく予定である。

##### 3) 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者等の処分について

事務局より、資料16によって平成23年5月17日に開催された登録制度運営委員会で、不適正な業務を行った者に対して処分を行った旨の報告が次のとおりなされた。

##### ①適合証明技術者・前橋一郎及び同適合証明技術者が開設する

二級建築士事務所中央工務店に対して、登録規程第11条に基づき登録取消及び永年の再登録拒否の処分を行った。

処分の原因になった事実は、二級建築士である当該適合証明技術者が業務の範囲以外であるマンションに係る適合証明書を発行(5件)したこと(当該事実については、平成22年12月21日付で業務停止6月の処分を決定済)から、業務改善指示として当該物件に係る真正な適合証明書の提出を求め、その内容を調査したところ、2件について、住宅金融支援機構(以下、機構という。)の定める技術基準に不適合であることが判明した。前記の業務改善指示の対応において、他の適合証明技術者に、必要な書類を準備せずに業務を依頼し、当該適合証明技術者が書類調査を行っていなかったこと(2件)により、適正な調査が実施されずに発行された適合証明書であることを認知していたにもかかわらず、当該適合証明書を真正なものとして機構に提出した。

②適合証明技術者・西村憲治及び同適合証明技術者が開設する西村建築事務所に対して、登録規程第11条に基づき登録取消及び5年間の再登録拒否の処分を行った。

処分の原因になった事実は、業務の範囲以外であるマンションに係る適合証明書を発行した適合証明技術者・前橋一郎より適合証明業務の依頼を受けたマンション4物件について、維持管理基準に係る書類調査を一切行わずに、関係者へのヒアリングのみにより適合証明書を発行した。その結果、うち2物件については機構の定める技術基準に不適合であった。さらに、4物件全ての申請書類を保管していなかった。

これらの者はいずれも単体会員である。当該処分については本人に対して処分通知を送付するとともに、登録窓口である単体会等の関係機関へも通知する等の必要な措置を講じた。

これに関連して、三栖会長から、適合証明技術者登録を行っている登録窓口である単体会でも適合証明技術者が行う業務の適正化への調査等に協力願いたい旨の発言があった。

#### 4) 会員・構成員異動報告

平成23年2月末日から平成23年4月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単体会別構成員数等は資料17の通り。

平成23年2月28日現在 正会員46団体、構成員15,123事務所、賛助  
会員4社

平成23年3月31日現在 正会員46団体、構成員15,058事務所、賛助  
会員4社

平成23年4月30日現在 正会員46団体、構成員15,093事務所、賛助  
会員4社

<配付資料>

資料1: 東日本大震災に関する災害対策本部の設置について

資料2: 東日本大震災に係る義援金について

資料3: 第36回建築士事務所全国大会福島大会の開催について

資料4: 平成23年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項(案)

資料5: 平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程  
変更等について(案)

資料6: 表彰規程の改正について(案)

資料7: 管理建築士講習・開設者研修(仮称)テキストの構成案及び知事  
指定の要望等について(案)

資料8: 「実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用」講習会  
の企画(案)

資料9: 平成23年度要望書(案)

資料10: 東日本大震災にかかる建築復興支援センターの設置について  
(案)

資料11-1: 第56回通常総会議案書(平成22年度決算総会)

資料11-2: 第56回通常総会議案説明書

資料12: 第56回通常総会及び第113回建築士事務所協会全国会長  
会議等の日程と運営について

資料13: 平成23年度・理事会より常任理事会に委任する事項案

資料14: 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討状況につ  
いて(報告)

資料15: 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の新定款作成  
の新法人移行検討WGの中間報告

資料16: 適合証明技術者及び適合証明業務登録建築士事務所に対  
する登録の取消し等の処分について

資料17: 会員・構成員異動報告書

## ■平成23年6月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成23年6月16日(木)11:00～ 11:45
2. 会 場 ホテルオークラ東京 別館地下2階「アスコットホール」
3. 常任理事会構成者数及び出席者数 常任理事会構成者数15名  
出席者数 15名
4. 出席者の氏名  
出席者  
会 長 三栖邦博  
副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、  
神崎 貢、山下卓治  
専 務 理 事 高津充良  
常 務 理 事 北野芳男  
常 任 理 事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、中野 満、  
西村 武  
事 務 局 恩田利昭事務局長、鈴木雅之業務課長、前田敏明  
総務課長、吉田 茂調査役
5. 議事録署名人  
三栖邦博会長、外木場久雄副会長、上野浩也常任理事
6. 議事進行役  
外木場久雄副会長
7. 議 事  
(1) 協議事項  
1) 第56回通常総会等の運営について  
第56回通常総会及び第113回建築士事務所協会全国会長会議等の運営について資料1に基づき事務局より説明及び役割の確認等がなされ、資料1の通り運営することが了承された。なお、富山会から提案された「今年度の全国大会(福島大会)の中止が既に決定されていますが、被災地への災害復興支援となるよう再考すべきではないでしょうか(もちろん、開催地の決断が最重要ですが、従来のような大会方式でなく、復旧・復興支援に向けてのシンポジウム方式にする等、簡素化を図ると共に、全国の会員に於いても、被災地の現状を体験できる貴重な機会となり、また、各地域会にとっても将来の参考となると思われます。)」の内容について、議事進行役から正副会長、常任理事から意見を求め協議した結果、本日の

午後開催する全国会長会議で日事連が支援する東日本大震災建築復興支援センター(岩手会、宮城会、福島会の3箇所)に設置する。)の内容を説明する。また、シンポジウムについては、建築復興支援センターの活動状況等を判断しながら、次の段階で考えることとし、この件についての協議を終えた。

### (2) 報告事項

#### 1) 会員・構成員異動報告

平成23年5月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料2の通り。

平成23年5月31日現在 正会員46団体、構成員15, 120事務所、  
賛助会員4社

2) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料3、資料4により報告がなされた。

#### <配付資料>

資料1: 第113回建築士事務所協会全国会長会議

資料2: 会員・構成員異動報告書

資料3: 後援、協賛名義使用の件

資料4: 経過報告

## ■第113回 建築士事務所協会全国会長会議議事概要

1. 日 時 平成23年6月16日(木) 13:30～15:45
2. 会 場 ホテルオークラ東京「アスコットホール」
3. 会議の構成者数及び出席者数  
構成者数 正会員会長46名  
出席者数 正会員会長46名  
(内、表決委任状提出: 滋賀会・表決委任を受けた者の氏名 姉川博則)
4. 出席者  
名誉会長 小川 圭一  
役 員  
会 長 三栖 邦博  
副 会 長 外木場久雄 八島 英孝 山田 美光 野呂 敏秋  
神崎 貢 山下 卓治  
専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男  
常任理事 上野 浩也 大内 達史 田端 隆 富岡 学  
中野 満 西村 武  
理 事 大野 和男 野呂 幸一 馬場 錬成 水谷 達郎  
森野 美徳 吉田 敏 割田 正雄  
監 事 岡田 利一 甲斐 孝明 栗原 憲昭

#### 正 会 員

北海道 西村 武 青 森 野呂 敏秋 岩 手 村上 勝郎  
宮 城 栗原 憲昭 秋 田 鈴木 誠一 山 形 伊藤 剛  
福 島 田畑 光三 茨 城 横須賀満夫 栃 木 本澤 宗夫  
群 馬 山田 美光 埼 玉 宮原 克平 千 葉 荻原 幸雄  
東 京 三栖 邦博 神奈川 上原 伸一 新 潟 中村 優晴  
長 野 新井 典夫 山 梨 進藤 哲雄 富 山 近江 吉郎  
石 川 桜井 紘一 福 井 神崎 貢 静 岡 立道 幸男  
愛 知 朝岡 市郎 三 重 田端 隆 滋 賀 姉川 博則  
京 都 上野 浩也 大 阪 佐野 吉彦 兵 庫 外木場久雄  
奈 良 泉谷 良宏 和歌山 岩橋 重文 鳥 取 山下 卓治  
島 根 矢野 敏明 岡 山 貴田 茂 広 島 村田 正文  
山 口 香月 直樹 徳 島 西田 功 香 川 富岡 学  
愛 媛 佐々木世希 高 知 西森 敬祐 福 岡 八島 英孝  
佐 賀 原田 照行 長 崎 池田 賢一 熊 本 古川 裕久  
大 分 中野 満 宮 崎 甲斐 孝明 鹿 児 島 林 陽郎  
沖 縄 仲元 典允

#### 事 務 局

事務局長 恩田 利昭、調査役 吉田 茂、総務課長 前田 敏明

#### 5. 議長・副議長

議 長 野呂 敏秋(青森会会長)、副議長 神崎 貢(福井会会長)

#### 6. 議事録署名人

三栖 邦博(日事連会長)、野呂 敏秋(議長)、外木場久雄(兵庫会  
会長)

#### 7. 議 事

議事に先立ち三栖邦博会長より、東日本大震災で被災した地域  
の復興を日事連として単位会を通じて支援していくこととし、  
特に被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県の当該県の3

単位会に建築復興支援センターを設置し活動していきたい旨の挨拶があった。

事務局より、前回の全国会長会議(平成23年3月29日)以降の単  
位会会長の異動について、以下の新会長紹介があった。

沖縄会・仲元典允会長

東日本大震災に被災した地域の単位会を代表して、宮城会の  
栗原憲昭会長より宮城会の活動状況及びお見舞い、支援等へ  
のお礼の挨拶があった。

#### (1) 報告事項1. 東日本大震災建築復興支援センターの設置について

三栖邦博会長及び高津充良専務理事より、資料1に基づき次の  
説明がなされた。

東日本大震災の被災地のうち、特に大規模に被災した岩手県、  
宮城県及び福島県において、当該県の3単位会に、期待される  
建築の復旧・復興業務等を円滑に進めるため、日事連が全面的に  
バックアップを行い「建築復興支援センター」を当該3単位会に設  
置し、①建築相談の実施及び相談員の派遣、②復旧・復興業務  
(被災度区分判定を含む)の支援、斡旋、③防災やまちづくり  
に関する広報やイベント、④行政との連絡・調整、⑤調査・研究、  
⑥被災会員対応等の支援を進めることとした。

これに関する更正予算が本日本行われる総会で承認されれば、  
直ちに東日本大震災対策本部会議を開催し、建築復興支援セン  
ターの設置及び業務に取りかかりたい。支援期間は、当面は平  
成25年度までの3か年度とし、1単位会当たり年間1,000万円  
を限度に日事連が負担し、支援を行う。

#### (2) 報告事項2. 平成23年度建築士事務所キャンパ→ン事業実施要項に ついて

富岡学広報・渉外委員長より、資料2に基づき次の説明がなさ  
れた。

建築士事務所キャンパ→ンは、今年度で13回目を迎えるが、今年度  
は、「信頼のあかし 建築士事務所協会～わたしたちは安全・安  
心な住まいづくりを応援します～」を統一テーマとして実施し、  
基本的な部分は昨年と同様に開催する内容となっている。東  
日本大震災の被害状況から、耐震診断の重要性及び必要に応  
じた的確な耐震補強についての周知など、幅広い情報の提供

を目的に、本年10月、11月を中心に開催する。開催経費については昨年度と同様に各単位会へ上限として60万円を助成する。

(3) 報告事項3. 平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等について

高津充良専務理事より、資料3に基づき次の説明がなされた。今年度の日事連建築賞及び年次功労者の各表彰については、第36回建築士事務所全国大会(福島大会)で行うこととしていたが、福島大会の中止が決定したため、日程変更等を行いたい。①表彰式は、平成23年12月5日に開催予定の第114回建築士事務所協会全国会長会議(会場:八重洲富士屋ホテル)で行うこととしたい。②日事連建築賞のバネ展示等については、同会場会議室入口付近に展示予定である。③表彰日程の変更に伴い、日事連建築賞募集要項の修正を行う。

(4) 報告事項4. 管理講習・開設者研修テキストの構成案及び知事指定の要望等について

上野浩也教育・情報委員長より、資料4に基づき次の説明がなされた。今年度の11月27日には、改正建築士法施行時に管理建築士である建築士は、「管理建築士講習」(法定講習)の修了の経過措置期間が終了する。これにより、以降、同講習の受講者は激減することとなり、管理建築士への定期的な講習の機会がなくなる。このため、平成24年度より、従来、全国の単位会で実施してきた「管理講習・開設者研修」(知事指定講習)を再開していくことに併せ、平成23年度中に、各単位会において、地元の都道府県に対し知事指定の継続を要望していくことが必要になる。この要望活動に際し、これまで、管理講習会教材開発検討ワーキンググループにおいて作成した新教材(テキスト)の構成案等の資料を単位会に提供し、都道府県知事の理解を得、円滑な講習の実施と受講者の確保を図ることとしたい。

(5) 報告事項5. 「実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用」講習会の実施について

田端隆業務・技術委員長より、資料5に基づき次の説明がなされた。

平成21年1月7日に新しい業務報酬基準が国土交通省告示第15号として公布・施行され、この告示の周知・普及のため講習会が開催されたが、当初の告示の解説書(新しい業務報酬基準)では活用にあたっての具体的な内容が示されていない項目があるため、(財)建築技術教育普及センターに「業務報酬基準の適正活用検討研究会」を設置し検討がなされた。その成果物として告示の活用の考え方を具体的に示した「実務者のための新しい業務報酬基準の手引き」が、平成23年6月下旬頃に一般社団法人新・建築士制度普及協会から発行されることになった。これを周知・普及するため、業務・技術委員会でこの手引きをテキストとして講習会の実施を企画した。講習は7月以降で開催を希望する単位会で行う。本講習会は、「建築CPD情報提供制度の認定プログラム」とする予定である。

(6) 報告事項6. 平成23年度の要望項目について

富岡学広報・渉外委員長より、資料6に基づき次の説明がなされた。

今年度、日事連と単位会の連名で全国的に実施する要望運動の要望内容は次の4項目とした。なお、要望書は6月下旬に単位会に送付予定である。

- ①公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、建築士法の規定に基づく、業務報酬基準の大臣告示が見直されたことに伴い、新しい基準によって行われるよう要望します。
  - ②公共建築物の設計者の選定にあたっては、品確法等の主旨に則り、建築物の規模や特性等に応じ技術的能力、提案内容、実績などを参考に、入札方式によらず、プポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式など、価格以外の要素を考慮した選定がなされるよう要望します。
  - ③建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件とするよう要望します。
  - ④公共建築物の設計等業務の受注者選定に際しては、プポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、品質確保の観点から、「建築CPD情報提供制度」(事務局:(財)建築技術教育普及センター)の実績を活用するよう要望します。
- これに関し以下の発言があった。

長野会より、「東日本大震災を受けて、耐震診断、耐震補強の推進というものを要望することが時期的に必要なのではないか」との発言があったが、三栖邦博会長及び高津充良専務理事より、「連合会としては担当委員会や常任理事会の議を経て決定しているが、単位会によって適宜修正、追加することは構わない。また、耐震診断、耐震化については、既に各単位会内でそれぞれ行政の対応レベルによって、具体的な要望を出していると承知している」旨の回答がなされた。

(7) 報告事項7. 一般社団法人移行に伴う新定款検討の中間報告について

大内達史総務・財務委員長及び高津充良専務理事より、資料7に基づき次の説明がなされた。

新法人への移行方針及び申請内容の検討を行うため、平成22年9月に総務・財務委員会の下に新法人移行検討ワーキンググループを設置して、「公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針等について」の検討を行い、移行方針を「当面は一般社団法人(非営利型)に移行することとし、移行時期は平成23年度中の申請及び認可を目指し、平成24年度当初において新法人としての登記を一応の目標とする」こととした。これらの移行方針は、総務・財務委員会、常任理事会で検討した後に、理事会へ提案し承認を経て、平成22年12月に開催した全国会長会議で報告した。

移行方針の決定に伴い、新法人移行検討ワーキンググループでは、内閣府のモデル定款や先行して一般社団法人化した東京会の定款等を参考にして新しい定款案の検討を始めた。今回の新定款案の中間報告は検討を行っている段階のものであり、今後は内閣府公益認定等委員会事務局等との協議を経て新定款の詳細な内容を確定していく予定である。新定款(案)の内容について特段の意見があれば7月15日までに提出していただきたい。

(8) 報告事項8. 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討状況について

三栖邦博会長及び高津充良専務理事より、資料8に基づき、次の説明がなされた。

設計及び工事監理の業の確立をめざし、日事連が提案する建築士事務所法の実現に向けて、対外的に働きかけるための考え方をとりまとめるため、建築設計制度等対応特別委員会のもとに、法律専門家が参画した新法制度ワーキンググループを設置し、提案の具体的内容の検討を行っている。これまでの検討内容の概要は、以下のとおりである。なお、今回提案している建築士事務所法の内容で問題点や気がついた点などがあれば、何でも良いので提出願いたい旨の依頼を行った。

①新法制度のイメージ

- i. 建築士の免許制度及び設計等の業を行おうとするときに建築士事務所を定めて登録する制度(建築士事務所登録制度)は、基本的に現行制度のままとする。
- ii. 資格者とは限らない事務所の開設者や建築主の責務、業の適正化等を規律するため、資格者法である建築士法から建築士事務所の章を独立させ、業の規定を充実した建築士事務所法を検討する。
- iii. 建築士事務所法では、現行の建築士法第六章の条項をベースに、現行法では課題となっている無登録業務禁止の拡充、事務所の開設者や管理建築士の責任と権限、建築主の責任、契約に関する諸制度の充実などを提案する方向で検討を行っている。

②法律制度の実現に向けては国会議員、国民、関係団体、行政の理解と協力が不可欠であり、その具体的規律事項について、社会的な必要性(苦情やトラブルなど事例やデータ等を含む)の整理が求められている。このため、会員事務所へのアンケート調査や単位会を通じたトラブル苦情事例等の収集を行った。現在集計分析を進めている。

③今後の検討の進め方と予定

- i. 意見調整等を踏まえた更なる検討
- ii. 会員事務所向けアンケート調査及び苦情・トラブル相談事例の集計及び分析を行い、現行建築士法の課題や改善の必要性を整理する。
- iii. 現行士法の課題解決に必要な具体的事項の検討整理
- iv. 法案要綱(案)及びQ&Aの作成

v. 報告書 平成24年3月(理事会及び全国会長会議)予定

(9) 協議事項1. 平成22年度事業報告について

1) 高津充良専務理事より、第56回通常総会議案書(平成22年度決算総会)及び第56回通常総会議案説明書に基づき、事業報告の概要等について常置委員会の所掌に属さない事項等について説明がなされた。

2) 上記同議案書及び議案説明書に基づき、各常置委員会委員長より平成22年度事業報告案の説明がなされた。

(10) 協議事項2. 平成22年度収支決算について

北野芳男常務理事より、第56回通常総会議案説明書に基づき、平成22年度収支決算案について「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

(11) 協議事項3. 平成23年度収支更正予算について

北野芳男常務理事より、第56回通常総会議案説明書に基づき、平成23年度収支更正予算案について「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

これに関し以下の発言があった。

熊本会より、「建築復興支援センターの予算が、1単位会当たり1,000万円で十分な支援ができるのか。また、一般会計の財政安定積立預金を8,000万円取り崩す更正予算となっているが、収支の抜本的な見直しと財政の健全化を図るよう執行部が危機感を持って対応していかなければならないのではないか。」との発言があり、北野芳男常務理事より、ご意見については、今後十分に配慮、対応していきたい旨の回答がなされた。

(12) 協議事項4. 会費規程改正について

北野芳男常務理事より、第56回通常総会議案説明書に基づき、次の説明がなされた。

大規模な災害等に伴い、単位会の会員事務所が被災し業務ができない等の理由により、単位会が会員事務所の会費を減額又は免除した場合、日事連においてもそれらの事情を考慮し、日事連会費のうち当該会員事務所に係る構成員割会費の減

額ないし免除をすることができるようにしたい。現行の会費規程では構成員割会費の減免措置についての規定がないため、会費規程の改正を総会に諮りたい。

議長より協議事項から4について諮ったところ、これを了承した。

## ■第5回教育・情報委員会議事概要

日 時 平成23年6月29日(水) 14:00～16:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 上野 浩也

副委員長 宮原 克平

委 員 遠山 紀芳、國分 恵之、尾添 信行、西森 敬祐  
神崎 貢(担当副会長)

事務局 高津 充良、北野 芳男、恩田 利昭、市川 貴之、  
野出 友樹、夏目 浩行

欠席者 相場 博、岩田 守

<配付資料>

前回議事録

資料1: 建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的アンケート調査報告書(追補版)

資料2-1: 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)について  
(事務局連絡会議資料)

資料2-2: 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況  
について

資料2-3: 建築士定期講習の平成24年度からの受講料見直しについて

資料2-4: 会員事務所に対する管理建築士講習の未受講者対策等の実施について

資料2-5: 管理建築士講習の経過措置期間終了後の対応等について

資料3: 建築CPD情報提供制度の動き等について

〃 別紙: 建築CPD情報提供制度の概要

〃 参考1: 建築CPD情報提供制度講習会等実施者用マニュアル(建築教育センター作成)

参考2: 建築CPD情報提供制度参加登録希望者用マニュアル(建築教育センター作成)

参考3: 建築CPD運営会議プログラム判定指針等( )

資料4: 管理講習・開設者研修(仮称)テキストの構成案等について

資料5: ウェビナーについて

その他: 九州・沖縄ブロック協議会の要望事項

議事:

(1) 会員建築士事務所の基礎的データ調査(追補版)について

事務局より、資料1により会員建築士事務所の基礎的データ調査(追補版)について以下の報告があり、了承された。

3月下旬に単位会に送付した報告書に一部データ不備(所員の属性や事務所に所属している構造・設備設計一級建築士に関するもの)が見つかったことを受け、追補版の発行を前回委員会にて決定したものであり、追補版については既に作成を完了し、6月中旬に単位会宛てに送付した。

(2) 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)について

① 法定講習の実施状況等について

法定講習の実施状況等について、資料2-2により、直近の法定講習の実施状況、平成23年度第三期講習(10月～12月)の受付期間等について以下の説明があった。

両講習とも低調な申込状況となっているが、特に、管理建築士講習については、経過措置期間の終了が迫っていることに加え、行政や登録講習機関を通じて未受講者に対して、ガイドメール等による受講促進策を実施しているものの、これまでのところ目立った効果は見られていない。

委員からは、東北地方大震災の被害が大きかった東北三県(岩手・宮城・福島)については、特別の猶予措置は講じられないのかといった質問が出されたが、これに対して、事務局より、これまでのところ国ではそういった議論は出ておらず、また、東北三県の事務所協会からも、そうした要請は出されていない旨の回答がなされた。

② 建築士定期講習の受講料見直しについて

事務局より資料2-3により、建築士定期講習の受講料見直し案について以下の説明があった。

昨年12月に建築教育センターから提示された案では、受講料見直し(引き下げ)に伴う減収分について、関係三者(センター、単位会、連合会)の経費のみを削減する形となっていたが、均衡を欠くため、日事連としての見直し案(修正案)としては、直接費・間接費を合わせて、三者一律に削減する形が適切であると考えている。

現在、こうした修正案による受講料見直しについて、建築教育センター及び士会連との間で協議・調整を図っており、その結果を委員長及び副委員長をはじめ、各委員にご報告の上、対応を進めていくこととした。

なお、委員からの意見では、事務局案に沿った形で、①民間登録講習機関と競合できる価格設定とすること、②直間経費を合わせた三者同率の経費削減とすること、の2点を基本方針とすることで一致し、同方針に基づき、センター及び士会連と協議・調整を進めることとした。

③ 管理建築士講習の未受講者対策について

資料2-4に基づき、事務局より会員事務所に対する「管理建築士講習」の未受講者対策等の実施について以下の説明があった。

11月27日の経過措置期間終了を前に、会員事務所から未受講者を出さないための対応措置であり、6月24日の事務局連絡会議において、各単位会にて実施していただくよう依頼済である。

委員からは、会員の受講状況を把握していない単位会の状況及び今後の見込み受講者数等について質問が出された。

④ 管理建築士講習の経過措置期間終了後の対応等について

資料2-5において、管理建築士講習の経過措置期間終了後の対応等について以下の説明があった。

管理建築士講習の受講者は大幅に減少することが確実であり、これまで同様の運営方法では、採算面からも厳しい結果が想定される。今後の運営方法としては、下記の3パターンが考えられる。

- 1) 従来どおり、全国単位会にて少頻度(年1～2回程度)で開催
- 2) 事務協ブロック単位で、主要都市または各単位会の持ち回りで

## 開催

### 3) 建築教育センター単独運営

現在、建築教育センターが上記パターンの別の収益計算の試算を行っており、結果が出次第、本会との間で協議を行う予定となっている。

これに対して上野委員長より、本件に関しては、早急に対処する問題ではないものの、いずれ必ず生じる議論であることから、適切に対処するようとの発言があった。

### (3) 建築CPD情報提供制度について

事務局より、資料3により、建築CPD情報提供制度に関する件について報告があった。主な内容は以下の通り。

1. 建築CPD運営会議の建設系CPD協議会へのオブザーバー参加については認められないこととなった。
2. CPD活用要望を都道府県への共同要望書内に挿入することとした。
3. CPD認定プログラムとなった講習会の状況
  - (1) 「建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応に係る説明会」(15単位会)
  - (2) 「震災復旧のための震災建築物の被災区分判定基準及び復旧技術指針講習会」(30単位会)
4. 建築CPD情報提供制度の概要紹介資料の提案(資料3-別紙参照)

以上の報告の後、副委員長から、最近の情報として、現在、建築CPD情報提供制度の登録数が大幅に増加しており、直近では2万件近い数字となっていることに加えて、プロバイダー登録を行う単位会数も徐々に増加しているとの発言があった。

上野委員長からは、CPD制度に対する各単位会の取り組み姿勢については、かなりの温度差があり、今回作成した概要を単位会に送付しても理解してもらえない可能性がある。登録数が増加しているのは良い傾向だが、さらに勢いをつけていくために、例えば連合会でDVDを作成することはどうだろうか。そして、単位会から人を集め、講師を養成する講師講習会のようなものを開催し、講師として各ブロックに委員を派遣するなどの施策を行い、CPD制度について理解していただくことが大事であ

る。経費も時間もかかることだが、全員が幅広く制度について理解できるような方法を何かしら考えられないだろうかとの発言があった。

他の委員からは、「CPD制度のようなものは、実際に業務に対して必要性に駆られないと、真剣に取り組まない。しかし、これまでのように単に入札額の高低で決まるといった時代は続いていかず、今後はある程度総合的な評価をするという形が取り入れられていくだろう。一例として、三重県では建築CPD情報提供制度を取り入れており、500万円以上であれば全て総合評価になっている。その総合評価の中で、大きなウェイトをCPDが占めている」、「日事連としては、最低限、全ての都道府県に建築CPD情報提供制度を認めてもらえるよう働きかけを行う事が重要であり、参加希望者に対して、本制度への参画方法を各単位会の事務局に問い合わせさせていただく形にすることが必要だろう」、「建設系CPD協議会へのオブザーバー参加が適わなかったのは残念だが、各都道府県に対して、連合会主導で本制度を押し進めていく必要がある。必ず各都道府県での総合評価で認められるようにするという強い意思をもって指導していただきたい」等の発言があった。

以上の発言の後、上野委員長より、今回、事務局より提案のあった概要紹介について、単位会の意見を求め、その内容を踏まえ、改善を図っていくこととしたい旨の発言があり、了承された。

### (4) 管理講習・開設者研修(仮称)のテキスト等について

事務局より、資料4に基づき、管理講習・開設者研修(仮称)テキスト執筆委員会の進行状況等について以下の報告があった。

第1回執筆委員会では、テキストの構成案、今後のスケジュール案等について説明し、7月11日に予定されている第2回委員会までに、執筆者は担当箇所の概要案を提出し、委員会において報告することとなっている。その中で、全体的なバランスや方向性等を調整することとなっている。

また、知事指定の継続に関する要望書のモデル文案に若干の修正がなされ、最終的には委員長と事務局において、細かな詰めを行い、各単位会に提供することとした。

補足事項として、委員長から、本テキストの正式名称の決定につい

て、法定講習の管理建築士講習と混同しやすいこと、また、日事連として開設者の責任を重点的に取り扱いたいとの考えもあり、それらの点についても勘案して検討していく必要がある旨の発言があった。

#### (5) その他

事務局より、資料5に基づき、(財)建築行政情報センター(以下ICBAという)より本会に提案のあった、インターネットを通じた有料講習受講システム「ウェブナ」について、概要説明があった。

次に、事務局より、平成23年6月10日に行われた、九州・沖縄ブロック協議会より提出された、重要事項説明の伝達等マニュアルのDVD作成要望について説明があり、事務局を通じ、業務・技術委員会に報告することとした。

最後に、建賠保険の保険料について、個人では負担が大きいため、保険に地区や支部単位で団体として加入することはできないのかという質問があった。

この件に関しては日事連サービスに確認した結果、事業協同組合を設立し、団体で保険に加入することはできるが、組合の仕事しかカバーできず、個人の業務はカバーできない等、実現は困難である旨の報告がなされ、事務局を通じ、建賠保険等調査専門員会に報告することとした。

次回委員会 平成23年10月3日(月)13:30~16:00

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成23年

- 8月23日 総務・財務委員会
- 26日 正副会長会議 常任理事会
- 9月 1日 構造技術専門委員会
- 6日 会誌編集専門委員会
- 7日 建賠保険等調査専門委員会
- 8日 広報・渉外委員会
- 14日 日事政研役員 通常理事会

■7月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年7月1日～7月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,065		5,079	21.0	223	+ 1	20.9
青 森	172	+ 1	1,082	15.9	35	+ 2	20.3
岩 手	254	+ 1	1,186	21.4	60		23.6
宮 城	315	+ 5	2,402	13.1	59		18.7
秋 田	167	- 1	1,300	12.8	42		25.1
山 形	186	- 3	1,404	13.2	47		25.3
福 島	200	- 1	1,826	11.0	49		24.5
茨 城	501		2,480	20.2	139		27.7
栃 木	173		1,637	10.6	86		49.7
群 馬	175		2,074	8.4	92		52.6
埼 玉	569	- 6	5,740	9.9	107	+ 1	18.8
千 葉	430		4,055	10.6	96		22.3
東 京	1,361	+ 3	17,128	7.9	366	+ 3	26.9
神奈川	779	- 3	6,846	11.4	148		19.0
新 潟	290		2,750	10.5	105		36.2
長 野	499	+ 3	2,514	19.8	116	+ 1	23.2
山 梨	112		944	11.9	13		11.6
富 山	308		1,404	21.9	56	+ 1	18.2
石 川	264		1,427	18.5	51		19.3
福 井	266	- 1	1,104	24.1	58		21.8
静 岡	562		3,718	15.1	138	+ 2	24.6
愛 知	588		5,673	10.4	127		21.6
三 重	181		1,519	11.9	62		34.3
滋 賀	194	+ 1	1,306	14.9	35		18.0
京 都	270		2,446	11.0	81		30.0
大 阪	920		7,161	12.8	171	+ 1	18.6
兵 庫	503		4,074	12.3	118		23.5
奈 良	114		998	11.4	20		17.5
和歌山	116		812	14.3	25		21.6
鳥 取	81		547	14.8	43		53.1
島 根	151		769	19.6	68		45.0
岡 山	450		1,717	26.2	59	+ 1	13.1
広 島	369		2,690	13.7	116		31.4
山 口	110		1,339	8.2	35		31.8
徳 島	99	+ 1	1,002	9.9	13		13.1
香 川	102		1,308	7.8	18		17.6
愛 媛	133		1,417	9.4	25		18.8
高 知	142	+ 1	779	18.2	16		11.3
福 岡	508		4,236	12.0	132	+ 1	26.0
佐 賀	171		682	25.1	29	+ 1	17.0
長 崎	241		989	24.4	42		17.4
熊 本	227		1,527	14.9	82	+ 1	36.1
大 分	196	- 2	1,052	18.6	36		18.4
宮 崎	130		1,234	10.5	62		47.7
鹿 児 島	320		1,492	21.4	81	+ 1	25.3
沖 縄	179		1,313	13.6	47		26.3
計	15,143	- 1	116,182	13.0	3,629	+ 17	24.0

※建築士事務所登録数は平成23年3月末日現在の数字である。